

リバーシティ・ケーブルテレビ  
通信サービス契約約款

平成 27 年 9 月 1 日現在  
リバーシティ・ケーブルテレビ株式会社

リバーシティ・ケーブルテレビ通信サービス契約約款

第1章 総則	3
第1条 約款の適用	3
第2条 約款の変更	3
第3条 用語の定義	3
第2章 契約	4
第4条 サービスの種類	4
第5条 サービスの提供区域	8
第6条 契約の単位	8
第7条 契約者回線の終端	8
第8条 譲渡の禁止	8
第9条 ID及びパスワードの管理責任	9
第3章 申込、承諾等	9
第10条 申込	9
第11条 申込の承諾等	9
第12条 サービス利用の要件等	10
第4章 契約事項の変更等	10
第13条 サービス内容の変更	10
第14条 契約者の名称の変更等	10
第15条 契約者の地位の承継	11
第16条 通信サービスの利用の休止	11
第5章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止	11
第17条 利用の制限	11
第18条 利用の中止	12
第19条 利用の停止等	12
第20条 利用の廃止	13
第6章 契約の解除	13
第21条 当社の解除	13
第22条 契約者の解除	13
第7章 料金等	13
第23条 契約者の支払義務	13
第24条 初期費用の額	14
第25条 月額料金の額	14
第26条 料金の調定	14
第27条 利用不能の場合における料金の調定	14
第28条 手続きに関する料金の支払義務	15
第29条 工事に関する費用の支払義務	15
第30条 料金等の請求方法	15
第31条 料金等の支払方法	15
第32条 割増金	15
第33条 遅延損害金	15

第 34 条 割増金等の支払方法	15
第 35 条 消費税	16
第 8 章 保守	16
第 36 条 当社の維持責任	16
第 37 条 契約者の維持責任	16
第 38 条 設備の修理又は復旧	16
第 39 条 契約者の切分け責任	17
第 9 章 損害賠償	17
第 40 条 責任の制限	17
第 41 条 免責	17
第 10 章 個人情報	18
第 42 条 個人情報保護	18
第 43 条 通信の秘密	18
第 11 章 雑則	18
第 44 条 承諾の限界	18
第 45 条 利用に係る契約者の義務	19
第 46 条 有料オプションに関わる相互接続事業者の通信サービス	19
第 47 条 本約款の効力	20
第 48 条 サービスの種類毎の定め等	20
第 49 条 閲覧	20
第 50 条 合意管轄	20

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

リバーシティ・ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」といいます。）は、このリバーシティ・ケーブルテレビ通信サービス契約約款（以下「約款」といいます。）により、リバーシティ・ケーブルテレビ通信サービス（以下「通信サービス」といいます。）を提供します。

2 当社が提供する有線一般放送施設による TV サービスについては、別に定める契約約款および規約等を適用するものとします。

### 第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款になります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

### 第3条（用語の定義）

この約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
リバーシティ・ケーブルテレビ通信サービス	この約款に基づいて提供される当社のサービスの総称
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
契約	当社から通信サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と契約を締結している者
契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
IPv4 アドレス	インターネットプロトコル バージョン 4(IPv4)として定められている 32bit アドレス
IPv6 アドレス	インターネットプロトコル バージョン 6(IPv6)として定められている 128bit アドレス
IP アドレス	IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスの総称
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの

端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であつて、端末設備以外のもの
相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
技術基準	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第 2 章 契約

### 第 4 条 （サービスの種類）

通信サービスには、次の種類があります。

種類	内容
CATV インターネットサービス	当社の CATV 網を利用して、提供するインターネットサービス 利用者に対して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、かつ、動的にインターネットワークアドレス(1/256C)を割り当てる、当社が定める仕様のサービス
RCC with フレッツサービス (ADSL)	東日本電信電話株式会社(以下「NTT」といいます。)が提供する「フレッツ・ADSL」の利用者に対して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、かつ、動的にインターネットワークアドレス(1/256C)を割り当てる、当社が定める仕様のサービス

RCC with フレッツサービス (光)	<p>NTT が提供する「B フレッツ」、「フレッツ 光ネクスト」(当社が指定する区域に係るものに限ります。)若しくは「フレッツ 光ライト」の利用者に対して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、かつ、IPv6 アドレスを使用する場合にはIPv6アドレスの割当を行う事業者が定めるところによるIPv6アドレスに係るインターネットネットワークアドレスの割り当て方式に基づき、又は IPv4 アドレスを使用する場合には動的に、インターネットネットワークアドレスを割り当てる、当社が定める仕様のサービスであって、次のタイプに区分されるもの。</p> <table border="1" data-bbox="596 481 1433 819"> <tr> <td data-bbox="596 481 1433 533">対応する NTT 提供回線</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 533 1433 584">NTT 東日本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 584 1433 819">           フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ            フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ            フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ            フレッツ 光ネクスト/ギガファミリー・スマートタイプ            フレッツ 光ネクスト/ギガマンション・スマートタイプ         </td> </tr> </table>	対応する NTT 提供回線	NTT 東日本	フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/ギガファミリー・スマートタイプ フレッツ 光ネクスト/ギガマンション・スマートタイプ
対応する NTT 提供回線				
NTT 東日本				
フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/ギガファミリー・スマートタイプ フレッツ 光ネクスト/ギガマンション・スマートタイプ				
CATV 固定 IP サービス	<p>当社の CATV 網を利用して、提供するインターネットサービス利用者に対して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、かつ、静的にインターネットワークアドレス(1/256C)を割り当てる、当社が定める仕様のサービス</p>			
RCC with フレッツ 固定 IP サービス(ADSL)	<p>NTT が提供する「フレッツ・ADSL」の利用者に対して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、かつ、静的にインターネットワークアドレス(1/256C)を割り当てる、当社が定める仕様のサービス</p>			
RCC with フレッツ 固定 IP サービス(光)	<p>NTT が提供する「B フレッツ」、「フレッツ 光ネクスト」(当社が指定する区域に係るものに限ります。)若しくは「フレッツ 光ライト」の利用者に対して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供し、かつ、IPv6 アドレスを使用する場合にはIPv6アドレスの割当を行う事業者が定めるところによるIPv6アドレスに係るインターネットネットワークアドレスの割り当て方式に基づき、又は IPv4 アドレスを使用する場合には静的に、インターネットネットワークアドレスを割り当てる、当社が定める仕様のサービスであって、次のタイプに区分されるもの。</p> <table border="1" data-bbox="596 1641 1433 1980"> <tr> <td data-bbox="596 1641 1433 1693">対応する NTT 提供回線</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 1693 1433 1744">NTT 東日本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 1744 1433 1980">           フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ            フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ            フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ            フレッツ 光ライト/ファミリータイプ            フレッツ 光ライト/マンションタイプ         </td> </tr> </table>	対応する NTT 提供回線	NTT 東日本	フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ フレッツ 光ライト/ファミリータイプ フレッツ 光ライト/マンションタイプ
対応する NTT 提供回線				
NTT 東日本				
フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ フレッツ 光ライト/ファミリータイプ フレッツ 光ライト/マンションタイプ				

株式会社 NTT ドコモ(以下「ドコモ」といいます。)の提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、当社が定める仕様に基づくサービスであって、次に従って区別されるもの。

形状区分	内容
標準 SIM	形状を標準 SIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
microSIM	形状を microSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
nanoSIM	形状を nanoSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの

機能区分	内容
データ通信機能	インターネットプロトコルによる相互通信を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「音声通話機能付き SIM カード」といいます。
SMS 機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内での送受信及び国外への送信が可能な SMS 機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「SMS 機能付き SIM カード」といいます。
音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外での送受信が可能な SMS 機能並びに音声通話機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「音声通話機能付き SIM カード」といいます。

料金プラン	内容
かんたんホン S	1 枚の SIM カード(形状区分及び機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、200KB でドコモの LTE 及び 3G 網を利用した通信を行うことができるプラン
かんたんホン M	1 枚の SIM カード(形状区分及び機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、最大 1GB (超えた場合は 200KB) でドコモの LTE 及び 3G 網を利用した通信を行うことができるプラン

	<table border="1"> <tr> <td>かんたんホン L</td> <td>1枚のSIMカード(形状区分及び機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、最大2GB(超えた場合は200KB)でドコモのLTE及び3G網を利用した通信を行うことができるプラン</td> </tr> </table>	かんたんホン L	1枚のSIMカード(形状区分及び機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、最大2GB(超えた場合は200KB)でドコモのLTE及び3G網を利用した通信を行うことができるプラン																		
かんたんホン L	1枚のSIMカード(形状区分及び機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、最大2GB(超えた場合は200KB)でドコモのLTE及び3G網を利用した通信を行うことができるプラン																				
RCC 光	<p>当社が NTT 又は御先事業者から光コラボレーションモデルとして提供を受ける          卸電気通信役務を利用した光アクセスサービス(インターネットプロトコルによる          相互通信及び動的に割り当てるインターネットネットワークアドレス(1/256C)          を含みます。)並びに当該役務を利用した光IP電話サービス(付加サービスを含み          ます。)をオプションとして提供する、当社が定める仕様のサービス</p> <table border="1"> <tr> <td>料金プラン</td> <td>内容光コラボレーションモデル提供回線品目 (提供エリアはNTT東日本エリアのみ)</td> </tr> <tr> <td>戸建て</td> <td>フレッツ 光ネクスト/ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ギガライントタイプを利用した通信を行うことができるプラン</td> </tr> <tr> <td>集合</td> <td>フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/マンション・ギガライントタイプ</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>RCC 光電話オプション区分</td> <td colspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td>基本プラン</td> <td colspan="2">当社が NTT から光コラボレーションモデルとして提供を受ける光IP電話サービスを提供するもの</td> </tr> <tr> <td>まとめてパック</td> <td colspan="2">基本プランと当社が提供できる RCC 光電話サービスの付加サービスを合わせて提供するもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">付加サービス</td> <td>ナンバー・ディスプレイ</td> <td>発信者の電話番号を電話機等のディスプレイに表示する機能を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>キャッチホン</td> <td>通話中に別の発信者から着信があった場合に、最初の発信者との通話を保留にし、後発の発信者との通話を可</td> </tr> </table>	料金プラン	内容光コラボレーションモデル提供回線品目 (提供エリアはNTT東日本エリアのみ)	戸建て	フレッツ 光ネクスト/ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ギガライントタイプを利用した通信を行うことができるプラン	集合	フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/マンション・ギガライントタイプ	RCC 光電話オプション区分	内容		基本プラン	当社が NTT から光コラボレーションモデルとして提供を受ける光IP電話サービスを提供するもの		まとめてパック	基本プランと当社が提供できる RCC 光電話サービスの付加サービスを合わせて提供するもの		付加サービス	ナンバー・ディスプレイ	発信者の電話番号を電話機等のディスプレイに表示する機能を提供するもの	キャッチホン	通話中に別の発信者から着信があった場合に、最初の発信者との通話を保留にし、後発の発信者との通話を可
料金プラン	内容光コラボレーションモデル提供回線品目 (提供エリアはNTT東日本エリアのみ)																				
戸建て	フレッツ 光ネクスト/ファミリータイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/ファミリー・ギガライントタイプを利用した通信を行うことができるプラン																				
集合	フレッツ 光ネクスト/マンションタイプ フレッツ 光ネクスト/マンション・ハイスピードタイプ フレッツ 光ネクスト/マンション・ギガライントタイプ																				
RCC 光電話オプション区分	内容																				
基本プラン	当社が NTT から光コラボレーションモデルとして提供を受ける光IP電話サービスを提供するもの																				
まとめてパック	基本プランと当社が提供できる RCC 光電話サービスの付加サービスを合わせて提供するもの																				
付加サービス	ナンバー・ディスプレイ	発信者の電話番号を電話機等のディスプレイに表示する機能を提供するもの																			
	キャッチホン	通話中に別の発信者から着信があった場合に、最初の発信者との通話を保留にし、後発の発信者との通話を可																			



				能にする機能を提供するもの
			迷惑電話おことわりサービス	迷惑電話登録を行った番号から着信があった場合に、発信者に対して音声ガイダンスを流して着信を拒否する機能を提供するもの
			ナンバー・リクエスト	電話番号を通知しない発信者に対して音声ガイダンスを流して電話番号の通知を要求する機能を提供するもの
			ボイスワープ	かかってきた通話を他の電話番号へ転送する機能を提供するもの
			着信お知らせメール	着信情報を、指定のメールアドレスに通知する機能を提供するもの

## 第5条（サービスの提供区域）

提供区域は、通信サービスの種類毎に別途定める地域とします。

## 第6条（契約の単位）

当社は、一の種類の一の通信サービス毎に一の通信サービス契約を締結するものとします。

## 第7条（契約者回線の終端）

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

3 契約者は、第20条（当社の解除）および第22条（契約者の解除）に定める解除の場合、直ちに端末接続装置を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

## 第8条（譲渡の禁止）

契約者が契約に基づいて通信サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

## 第 8 条の 2 (契約者の地位の承継)

相続または法人の合併により契約者の地位の継承があったときは、相続人または合併後相続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届出ていただきます。

2 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届出ていただきます。これを変更した時も同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの 1 人を代表者として扱います。

4 第 1 項及び第 2 項の届出をし、契約者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手続きに関する料金をお支払いいただきます。

## 第 9 条 (ID 及びパスワードの管理責任)

契約者は、自己の ID (当社が付与するログイン名、メールアドレス名) 及びこれに対応するパスワード並びに個別 ID 及び個別パスワード (本条において「ID 等」といいます。) の管理責任を負うものとします。

2 当社は、契約者が通信サービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。

3 契約者は、ID 等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

4 契約者は、ID 等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合はこれに従うものとします。

5 契約者は、第一項に規定する責任を怠り、第三者が契約者の ID 等を使用し、通信サービスを利用した場合、当該第三者の通信サービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。

## 第 3 章 申込、承諾等

### 第 10 条 (申込)

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定める通信サービスの種類、品目等
- (2) 契約者回線の終端とする場所
- (3) その他通信サービスの内容を特定するために必要な事項

2 かんたんホンサービスにおいて、音声通話機能付き SIM カード利用の申込をする者は、本人確認 (携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律 (平成 17 年 31 号) 第 9 条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。) のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

### 第 11 条 (申込の承諾等)

当社は、契約の申込みがあったときは、原則として受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の

業務の遂行上支障があるときは、その順を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

- (1) 通信サービス利用の申込者（以下「申込者」といいます。）が通信サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 申込者が第 19 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由に該当するとき
- (3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
- (4) 申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき
- (5) 前条（申込）第 2 項において、本人確認ができないとき
- (6) かんたんホンサービスにおいて、音声通話機能付き SIM カード利用の申込をする者が、未成年者であったとき
- (7) 契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

2 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

3 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第 1 項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。

4 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる通信サービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えて通信サービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

## 第 12 条（サービス利用の要件等）

契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（当社が提供するサービスに係るものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

2 当社は、サービスの種類毎に、契約者の義務又はサービス利用の要件を定めるものとします。

## 第 4 章 契約事項の変更等

### 第 13 条（サービス内容の変更）

契約者は、サービスの種類毎に定める事項について、通信サービス契約の内容の変更を請求できます。

2 第 10 条（申込）第 2 項及び第 11 条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

### 第 14 条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出た引落口座その他の当社が指定する事項に変更があったと

きは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

## 第 15 条（契約者の地位の承継）

契約者が死亡したことによる相続または法人の合併により契約者の地位の継承があったとき、相続人または合併後相続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかにサービス取扱所に届出させていただきます。（以前の契約者のことを以下この項において「元契約者」といいます。）

2 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届出させていただきます。これを変更した時も同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの 1 人を代表者として扱います。

4 当社に届出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係る通信サービスの提供を受けることができます。当該届出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

5 第 1 項及び第 2 項の届出をし、契約者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手続きに関する料金をお支払いいただきます。

6 第 11 条（申込の承諾等）の規定は、第 1 項及び第 2 項、第 3 項、第 4 項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「届出」と、「サービス利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

## 第 16 条（通信サービスの利用の休止）

サービスの休止は、「CATV インターネットサービス」に限り受付をするものとし、「CATV インターネットサービス」以外のサービスにおいて利用休止をご希望される場合は、契約の解約をお手続きください。

サービスの休止は、契約者から請求があったときに通信サービスの利用の一時休止（その契約者回線及びメールアドレス等の設定を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、内容を審査し、妥当と認めた場合はその請求を承諾します。

3 第 1 項の一時中断期間は、1 年間で 1 回とし、連続して 1 年以内とします。1 年間を経過しても再開の申し出がない場合は、1 年が経過した日の翌月をもって加入契約解除の申し出があったものとします。

4 契約者は、利用の休止を希望する場合、当社所定の方法により申し込むものとします。また、その期間を変更する場合も同様です。

## 第 5 章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

### 第 17 条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、通信サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）にお

いて定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

## 第 18 条（利用の中止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、通信サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 当社は、通信サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

## 第 19 条（利用の停止等）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（その通信サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき
- (2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定をする料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
- (3) 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。第 45 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき
- (4) 第 11 条（申込の承諾等）第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき
- (6) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき
- (6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、通信サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき
- (7) 当社又は第三者の著作権、特許権、意匠権、商標権その他の権利を侵害する態様において当社通信サービスを利用したとき
- (8) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において当社通信サービスを利用したとき
- (9) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において当社通信サービスを利用したとき
- (10) 当社通信サービスに卸電気通信役務提供者が提供する役務が含まれる場合において、不適切と判断する態様において当社通信サービスが利用されたことを理由に、卸電気通信役務提供者が当社への役務提供を停止したとき
- (11) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において当社通信サービスを利用したとき

2 当社は、前項の規定により、通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

## 第 20 条（サービスの廃止）

当社は、都合により通信サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により通信サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに、その旨を通知します。

## 第 6 章 契約の解除

### 第 21 条（当社の解除）

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1) 第 19 条（利用の停止等）の規定により通信サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき
- (2) 第 19 条（利用の停止等）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、通信サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります
- (3) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で通信サービスの継続ができないとき

2 当社は前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

3 当社は、第 1 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

### 第 22 条（契約者の解除）

契約者は、当社に対し、契約毎に当社の指定する方法で通知をすることにより、通信サービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

2 第 17 条（利用の制限）又は第 18 条（利用の中止）第 1 項の事由が生じたことにより通信サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3 第 20 条（サービスの廃止）第 1 項の規定により通信サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された通信サービスに係る通信サービス契約が解除されたものとします。

## 第 7 章 料金等

### 第 23 条（契約者の支払義務）

契約者は、当社に対し、通信サービスの利用に関し、次条（初期費用の額）から第 27 条（利用不能の場合における

料金の調定)までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、月額料金及び通信サービスの種類毎に定める料金(以下三者を併せて「通信サービスの料金」といいます。)を支払うものとします。

2 初期費用の支払義務は、当社が通信サービスの利用の申込を承諾した時に発生します。

3 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日が属する月までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第18条(利用の停止等)の規定により通信サービスの提供が停止又は制限された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

4 契約者の請求で通信サービスの種類の変更を行ったときは、当社がこの変更を行った日の属する月は通信サービスの種類の変更前の利用料とし、翌月から変更後の通信サービスの種類の利用料等を適用します。

5 一部の通信サービスにおいて、年契約ができるものとする。この場合、別の定めが適用されるものとします。

## 第24条(初期費用の額)

初期費用の額は、通信サービスの種類毎に定めるものとします。

## 第25条(月額料金の額)

月額料金の額は、通信サービスの種類毎に定めるものとします。ただし、複数の通信サービスを契約している場合等一定の場合について、この約款において別の定めをすることにより割引金額を適用することができるものとします。

2 課金開始日又は通信サービス契約の解除(最低利用期間を経過する前に解除があった場合(第22条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定により解除された場合を除きます。))を除きます。)の日は暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額料金の額は、当該月における通信サービスを提供した期間に対応する当該サービスに係る月額料金の額とします。

## 第26条(料金の調定)

通信サービス契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合(第22条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定により解除された場合を除きます。))における通信サービスの料金の額は、当該最低利用期間に対応する月額料金の額とします。ただし、通信サービスの種類毎に別の定めが規定されている場合には、当該別の定めが適用されるものとします。

## 第27条(利用不能の場合における料金の調定)

当社の責に帰すべき事由により通信サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に月額料金の30分の1を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2 前項の規定は、この約款において、サービスの種類毎に別の定めをした場合には適用されないものとします。

## **第 28 条（手続きに関する料金の支払義務）**

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承認したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

## **第 29 条（工事に関する費用の支払義務）**

契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承認したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

## **第 30 条（料金等の請求方法）**

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

## **第 31 条（料金等の支払方法）**

契約者は、通信サービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

## **第 32 条（割増金）**

通信サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

## **第 33 条（遅延損害金）**

契約者は、通信サービスの料金、その他通信サービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.5 パーセントの割合により算出した額とします。

## **第 34 条（割増金等の支払方法）**

第 31 条（料金等の支払方法）の規定は、第 32 条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。



## 第 35 条（消費税）

契約者が当社に対し通信サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

## 第 8 章 保守

### 第 36 条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

### 第 37 条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

### 第 38 条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取扱うため、当社が次の順位に従ってその電気通信設備を修理又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議によって定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係ある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係ある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係ある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 2 の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

## 第 39 条（契約者の切分け責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社又は当社が指定する者が当社の別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

## 第 9 章 損害賠償

### 第 40 条（責任の制限）

当社は、通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその通信サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前 6 料金月の 1 日当たりの平均利用料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第 1 項の場合において、当社の故意又は重大な過失により通信サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4 前三項の規定にかかわらず、当社は、通信サービスの利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害、および通信サービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

### 第 41 条（免責）

当社は、契約者が通信サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2 当社は、通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により

生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定める通信サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第 10 章 個人情報

### 第 42 条（個人情報保護）

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとします。

2 当社は、通信サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

(1) 通信サービスの提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）

(2) 通信サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。

(3) 当社の商品、サービスに関する情報（当社通信サービスに限らず、当社の別商品、サービス又は当社の新規商品、サービス紹介情報等を含みます。）又は提携先の商品、サービス等の情報を、契約者がアクセスした当社の Web ページその他契約者の端末装置上に表示し、もしくはメール、郵便等により送付し、又は電話すること。なお、契約者は、当社が別途定める方法により、これらの取り扱いを中止又は再開することができます。

(4) 前各号に付属する業務を行うこと。

(5) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、通信サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

### 第 43 条（通信の秘密）

当社は、事業法第 4 条に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。

2 当社は、刑事訴訟法第 218 条に基づく強制の処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

## 第 11 章 雑則

### 第 44 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守

することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### **第 45 条（利用に係る契約者の義務）**

当社は、通信サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

3 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

5 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

6 契約者は、前 4 項の規定に違反して電気通信設備（当社より貸与しているモデム等機器を含む）を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

7 契約者は通信サービスを利用するに当たり、当社サーバ上に登録する情報の複製情報を、契約者の責任において保管するものとする。当社が行うデータのバックアップは契約者の情報の完全な安全を保証しないことを認めるものとする。

8 契約者は、通信サービスを利用して、国内外の法令等を犯す行為を行わないこととします。

9 契約者は、通信サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行わないこととします。

10 契約者は、通信サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行わないこととします。

- (1) 犯罪行為、又はそれに結びつく恐れのある行為等、公序良俗に反する行為
- (2) 当社を含む第三者の権利、財産、著作権、又はプライバシーを侵害する行為、若しくはそれに結びつく恐れのある行為
- (3) 当社を含む第三者を誹謗中傷する行為等、当社を含む第三者に不利益を与える行為、又はそれに結びつく恐れのある行為
- (4) 通信サービスの信用を毀損する恐れのある行為

#### **第 46 条（有料オプションに関わる相互接続事業者の通信サービス）**

有料オプション契約者は、サービス提供に応じて当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者の通信サービス利用契約についても解

除があったものとします。

#### 第 47 条（本約款の効力）

本約款のいずれかの条項が関係法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き換えられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

#### 第 48 条（サービスの種類毎の定め等）

第 3 条（用語の定義）、第 5 条（サービスの提供区域）、第 12 条（サービス利用の要件等）第 2 項、第 13 条（サービス内容の変更）第 1 項、第 22 条（契約者の解除）第 1 項、第 23 条（契約者の支払義務）第 1 項、第 24 条（初期費用の額）、第 25 条（月額料金の額）第 1 項、第 26 条（料金の調定）、第 27 条（利用不能の場合における料金の調定）第 2 項及び第 41 条（免責）において、サービスの種類毎に定めることとされている事項は、次に定めるところによるものとします。

種類	内容
CATV インターネットサービス	別紙 1 に定める
RCC with フレッツサービス(ADSL)	別紙 2 に定める
RCC with フレッツサービス(光)	別紙 3 に定める
CATV 固定 IP サービス	別紙 4 に定める
RCC with フレッツ固定 IP サービス(ADSL)	別紙 5 に定める
RCC with フレッツ固定 IP サービス(光)	別紙 6 に定める
かんたんホンサービス	別紙 7 に定める
RCC 光サービス	別紙 8 に定める

2 第 25 条（月額料金の額）第 1 項ただし書に定める割引金額の適用については、別紙 9 に定めるところによるものとします。

#### 第 49 条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### 第 50 条（合意管轄）

契約者及び当社は、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、水戸地方裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

#### 付則(実施期日)

- (1) 当社は、特に必要がある時は、この約款に特約を付することができます
- (2) 一括加入、臨時加入、ホテル・旅館、業務用等については別に定めます
- (3) この約款は、平成 17 年 9 月 1 日から施行します

**平成 26 年 12 月 25 日変更**

- (1) この約款は、平成 27 年 1 月 1 日から施行します
- (2) RCC モバイルサービス開始に伴い、CATV インターネットサービス及び RCC with フレッツサービスの約款を統合します

**平成 27 年 9 月 1 日変更**

- (1) この約款は、平成 27 年 9 月 1 日から施行します
- (2) RCC 光開始に伴い、項目を追加しました